

令和3年度一般廃棄物処理施設の維持管理状況の情報の公表

設置者名	紀北町長 尾上壽一
施設名称	長島不燃物処理場
設置場所	北牟婁郡紀北町東長島 2926 番地
問合せ先	0597-47-2880

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づき、維持管理に関する情報を公表します。

廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報

環境省令の該当する号	施設の種類	公表事項
第四号	一般廃棄物の最終処分場	以下のとおり

イ 埋め立てた一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量

一般廃棄物の種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
不燃ごみ (t)	9.96	10.92	8.92	7.51	6.85	7.65	9.49	7.36	8.23	6.35	5.49	5.47

二 最終処分基準省令第一条第二項第十号及び第十四号ハ並びにダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令（平成十二年総理府厚生省令第二号。以下「維持管理基準省令」という。）第一条第一号及び第三号口の規定による水質検査に関する次に掲げる事項

埋立処分開始後（地下水No. 1）

地下水の水質検査	基準	水質検査に係る地下水を採取した場所	水質検査に係る地下水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果
カドミウム	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和3年7月2日	令和3年7月28日	<0.0003 mg/L (定量下限値未満)
全シアン	検出されないこと。	地下集水ポンプ	令和3年7月2日	令和3年7月28日	<0.1 mg/L (定量下限値未満)
鉛	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和3年7月2日	令和3年7月28日	<0.001 mg/L (定量下限値未満)
六価クロム	一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和3年7月2日	令和3年7月28日	<0.01 mg/L (定量下限値未満)
砒素	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和3年7月2日	令和3年7月28日	<0.001 mg/L (定量下限値未満)
総水銀	一リットルにつき〇・〇〇〇五ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和3年7月2日	令和3年7月28日	<0.0005 mg/L (定量下限値未満)
アルキル水銀	検出されないこと。	地下集水ポンプ	令和3年7月2日	令和3年7月28日	<0.0005 mg/L (定量下限値未満)
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。	地下集水ポンプ	令和3年7月2日	令和3年7月28日	<0.0005 mg/L (定量下限値未満)
セレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和3年7月2日	令和3年7月28日	<0.001 mg/L (定量下限値未満)
トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和3年7月2日	令和3年7月28日	<0.001 mg/L (定量下限値未満)
テトラクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和3年7月2日	令和3年7月28日	<0.0005 mg/L (定量下限値未満)
ジクロロメタン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和3年7月2日	令和3年7月28日	<0.002 mg/L (定量下限値未満)
四塩化炭素	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和3年7月2日	令和3年7月28日	<0.0002 mg/L (定量下限値未満)
一・二―ジクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇四ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和3年7月2日	令和3年7月28日	<0.0004 mg/L (定量下限値未満)
一・一―ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和3年7月2日	令和3年7月28日	<0.002 mg/L (定量下限値未満)

一・二―ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和3年7月2日	令和3年7月28日	<0.004 mg/L (定量下限値未満)
一・一・一―トリクロロエタン	一リットルにつき一ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和3年7月2日	令和3年7月28日	<0.0005 mg/L (定量下限値未満)
一・一・二―トリクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和3年7月2日	令和3年7月28日	<0.0006 mg/L (定量下限値未満)
一・三―ジクロロプロペン	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和3年7月2日	令和3年7月28日	<0.0002 mg/L (定量下限値未満)
ベンゼン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和3年7月2日	令和3年7月28日	<0.001 mg/L (定量下限値未満)
シマジン	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和3年7月2日	令和3年7月28日	<0.0003 mg/L (定量下限値未満)
チウラム	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和3年7月2日	令和3年7月28日	<0.0006 mg/L (定量下限値未満)
チオベンカルブ	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和3年7月2日	令和3年7月28日	<0.002 mg/L (定量下限値未満)
クロロエチレン	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和3年7月2日	令和3年7月28日	<0.0002 mg/L (定量下限値未満)
一・四―ジオキサン	一リットルにつき〇・〇〇五ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和3年7月2日	令和3年7月28日	<0.005 mg/L (定量下限値未満)
ダイオキシン類	一リットルにつき一ピコグラム以下	地下集水ポンプ	令和3年7月2日	令和3年7月30日	0.037pg - TEQ/L

「検出されないこと。」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、六月に一回以上測定すること

埋め立てる廃棄物の種類及び保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質に照らして地下水等の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、協議の上、減ずることができる。

埋立処分開始後（地下水No. 2）

地下水の水質検査	基準	水質検査に係る地下水を採取した場所	水質検査に係る地下水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果
カドミウム	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和3年7月2日	令和3年7月28日	<0.0003 mg/L (定量下限値未満)

全シアン	検出されないこと。	地下集水ポンプ	令和3年7月2日	令和3年7月28日	<0.1 mg/L (定量下限値未満)
鉛	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和3年7月2日	令和3年7月28日	<0.001 mg/L (定量下限値未満)
六価クロム	一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和3年7月2日	令和3年7月28日	<0.01 mg/L (定量下限値未満)
砒素	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和3年7月2日	令和3年7月28日	<0.001 mg/L (定量下限値未満)
総水銀	一リットルにつき〇・〇〇〇五ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和3年7月2日	令和3年7月28日	<0.0005 mg/L (定量下限値未満)
アルキル水銀	検出されないこと。	地下集水ポンプ	令和3年7月2日	令和3年7月28日	<0.0005 mg/L (定量下限値未満)
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。	地下集水ポンプ	令和3年7月2日	令和3年7月28日	<0.0005 mg/L (定量下限値未満)
セレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和3年7月2日	令和3年7月28日	<0.001 mg/L (定量下限値未満)
トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和3年7月2日	令和3年7月28日	<0.001 mg/L (定量下限値未満)
テトラクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和3年7月2日	令和3年7月28日	<0.0005 mg/L (定量下限値未満)
ジクロロメタン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和3年7月2日	令和3年7月28日	<0.002 mg/L (定量下限値未満)
四塩化炭素	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和3年7月2日	令和3年7月28日	<0.0002 mg/L (定量下限値未満)
一・二ジクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇四ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和3年7月2日	令和3年7月28日	<0.0004 mg/L (定量下限値未満)
一・一ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和3年7月2日	令和3年7月28日	<0.002 mg/L (定量下限値未満)
一・二ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和3年7月2日	令和3年7月28日	<0.004 mg/L (定量下限値未満)
一・一・一トリクロロエタン	一リットルにつき一ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和3年7月2日	令和3年7月28日	<0.0005 mg/L (定量下限値未満)
一・一・二トリクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和3年7月2日	令和3年7月28日	<0.0006 mg/L (定量下限値未満)
一・三ジクロロプロペン	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和3年7月2日	令和3年7月28日	<0.0002 mg/L (定量下限値未満)
ベンゼン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和3年7月2日	令和3年7月28日	<0.001 mg/L (定量下限値未満)
シマジン	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和3年7月2日	令和3年7月28日	<0.0003 mg/L (定量下限値未満)

チウラム	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和3年7月2日	令和3年7月28日	<0.0006 mg/L (定量下限値未満)
チオベンカルブ	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和3年7月2日	令和3年7月28日	<0.002 mg/L (定量下限値未満)
クロロエチレン	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和3年7月2日	令和3年7月28日	<0.0002 mg/L (定量下限値未満)
一・四―ジオキサン	一リットルにつき〇・〇〇五ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和3年7月2日	令和3年7月28日	<0.005 mg/L (定量下限値未満)
ダイオキシン類	一リットルにつき一ピコグラム以下	地下集水ポンプ	令和3年7月2日	令和3年7月30日	0.041 pg - TEQ/L

検出されないこと。」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、六月に一回以上測定すること

埋め立てる廃棄物の種類及び保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質に照らして地下水等の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、協議の上、減ずることができる。

埋立処分開始後（放流水）

放流水の水質検査	基準	水質検査に係る放流水を採取した場所	水質検査に係る放流水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果
カドミウム及びその化合物	一リットルにつきカドミウム〇・一ミリグラム以下	浸出水処理施設	令和3年7月2日	令和3年7月28日	<0.001 mg/L (定量下限値未満)
シアン化合物	一リットルにつきシアン一ミリグラム以下	浸出水処理施設	令和3年7月2日	令和3年7月28日	<0.1 mg/L (定量下限値未満)
鉛及びその化合物	一リットルにつき鉛〇・一ミリグラム以下	浸出水処理施設	令和3年7月2日	令和3年7月28日	<0.01 mg/L (定量下限値未満)

六価クロム化合物	一リットルにつき六価クロム 〇・五ミリグラム以下	浸出水処理施設	令和3年7月2日	令和3年7月28日	<0.04 mg/L (定量下限値未満)
砒素及びその化合物	一リットルにつき砒素〇・一ミ リグラム以下	浸出水処理施設	令和3年7月2日	令和3年7月28日	<0.005 mg/L (定量下限値未満)
水銀及びアルキル水銀その他の 水銀化合物	一リットルにつき水銀〇・〇〇 五ミリグラム以下	浸出水処理施設	令和3年7月2日	令和3年7月28日	<0.0005 mg/L (定量下限値未満)
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	浸出水処理施設	令和3年7月2日	令和3年7月28日	<0.0005 mg/L (定量下限値未満)
有機燐化合物(パラチオン、メチル パラチオン、メチルジメトン及びエ チルパラニトロフェニルチオノベン ゼンホスホネイト(別名E P N)に 限る。)	一リットルにつき一ミリグラム 以下	浸出水処理施設	令和3年7月2日	令和3年7月28日	<0.1 mg/L (定量下限値未満)
ポリ塩化ビフェニル	一リットルにつき〇・〇〇三ミ リグラム以下	浸出水処理施設	令和3年7月2日	令和3年7月28日	<0.0005 mg/L (定量下限値未満)
セレン及びその化合物	一リットルにつきセレン〇・一 ミリグラム以下	浸出水処理施設	令和3年7月2日	令和3年7月28日	<0.002 mg/L (定量下限値未満)
トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・一ミリグ ラム以下	浸出水処理施設	令和3年7月2日	令和3年7月28日	<0.002 mg/L (定量下限値未満)
テトラクロロエチレン	一リットルにつき〇・一ミリグ ラム以下	浸出水処理施設	令和3年7月2日	令和3年7月28日	<0.0005 mg/L (定量下限値未満)
ジクロロメタン	一リットルにつき〇・二ミリグ ラム以下	浸出水処理施設	令和3年7月2日	令和3年7月28日	<0.002 mg/L (定量下限値未満)
四塩化炭素	一リットルにつき〇・〇二ミリ グラム以下	浸出水処理施設	令和3年7月2日	令和3年7月28日	<0.0002 mg/L (定量下限値未満)
一・二—ジクロロエタン	一リットルにつき〇・〇四ミリ グラム以下	浸出水処理施設	令和3年7月2日	令和3年7月28日	<0.0004 mg/L (定量下限値未満)
一・一—ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・二ミリグ ラム以下	浸出水処理施設	令和3年7月2日	令和3年7月28日	<0.002 mg/L (定量下限値未満)
シス—一・二—ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・四ミリグ ラム以下	浸出水処理施設	令和3年7月2日	令和3年7月28日	<0.004 mg/L (定量下限値未満)
一・一・一—トリクロロエタン	一リットルにつき三ミリグラム	浸出水処理施設	令和3年7月2日	令和3年7月28日	<0.0005 mg/L (定量下限値未満)

	以下				
一・一・二トリクロロエタン	一リットルにつき〇・〇六ミリグラム以下	浸出水処理施設	令和3年7月2日	令和3年7月28日	<0.0006 mg/L (定量下限値未満)
一・三ージクロロプロペン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	浸出水処理施設	令和3年7月2日	令和3年7月28日	<0.0002 mg/L (定量下限値未満)
ベンゼン	一リットルにつき〇・一ミリグラム以下	浸出水処理施設	令和3年7月2日	令和3年7月28日	<0.001 mg/L (定量下限値未満)
シマジン	一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下	浸出水処理施設	令和3年7月2日	令和3年7月28日	<0.0003 mg/L (定量下限値未満)
チウラム	一リットルにつき〇・〇六ミリグラム以下	浸出水処理施設	令和3年7月2日	令和3年7月28日	<0.0006 mg/L (定量下限値未満)
チオベンカルブ	一リットルにつき〇・二ミリグラム以下	浸出水処理施設	令和3年7月2日	令和3年7月28日	<0.002 mg/L (定量下限値未満)
ふっ素及びその化合物	一リットルにつきふっ素一五ミリグラム以下 (海域以外の公共用水域に排出されるものは、当分の間、適用するものとする。)	浸出水処理施設	令和3年7月2日	令和3年7月28日	<0.1 mg/L (定量下限値未満)
水素イオン濃度 (pH)	海域以外の公共用水域に排出されるもの五・八以上八・六以下 海域に排出されるもの五・〇以上九・〇以下	浸出水処理施設	令和3年7月2日	令和3年7月28日	7.9(24℃)
生物化学的酸素要求量 (BOD)	一リットルにつき六〇ミリグラム以下	浸出水処理施設	令和3年7月2日	令和3年7月28日	<1 mg/L (定量下限値未満)
化学的酸素要求量 (COD)	一リットルにつき九〇ミリグラム以下	浸出水処理施設	令和3年7月2日	令和3年7月28日	2 mg/L
浮遊物質 (SS)	一リットルにつき六〇ミリグラム以下	浸出水処理施設	令和3年7月2日	令和3年7月28日	5 mg/L
窒素含有量	一リットルにつき一二〇 (日間平均六〇) ミリグラム以下	浸出水処理施設	令和3年7月2日	令和3年7月28日	1.1 mg/L
大腸菌群数	一立方センチメートルにつき日間平均三、〇〇〇個以下	浸出水処理施設	令和3年7月2日	令和3年7月28日	0 個/cm ³

ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	一リットルにつき五ミリグラム以下	浸出水処理施設	令和3年7月2日	令和3年7月28日	<1 mg/L (定量下限値未満)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	一リットルにつき三〇ミリグラム以下	浸出水処理施設	令和3年7月2日	令和3年7月28日	<1 mg/L (定量下限値未満)
フェノール類含有量	一リットルにつき五ミリグラム以下	浸出水処理施設	令和3年7月2日	令和3年7月28日	<0.1 mg/L (定量下限値未満)
銅含有量	一リットルにつき三ミリグラム以下	浸出水処理施設	令和3年7月2日	令和3年7月28日	<0.02 mg/L (定量下限値未満)
亜鉛含有量	一リットルにつき二ミリグラム以下	浸出水処理施設	令和3年7月2日	令和3年7月28日	<0.005 mg/L (定量下限値未満)
溶解性鉄含有量	一リットルにつき一〇ミリグラム以下	浸出水処理施設	令和3年7月2日	令和3年7月28日	<0.02 mg/L (定量下限値未満)
溶解性マンガン含有量	一リットルにつき一〇ミリグラム以下	浸出水処理施設	令和3年7月2日	令和3年7月28日	<0.02 mg/L (定量下限値未満)
クロム含有量	一リットルにつき二ミリグラム以下	浸出水処理施設	令和3年7月2日	令和3年7月28日	<0.04 mg/L (定量下限値未満)
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	一リットルにつき、当分の間、アンモニア性窒素に〇・四を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量二〇〇ミリグラム以下	浸出水処理施設	令和3年7月2日	令和3年7月28日	0.8 mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの一リットルにつき、当分の間、ほう素五〇ミリグラム以下 海域に排出されるもの一リットルにつき、当分の間、ほう素二三〇ミリグラム以下	浸出水処理施設	令和3年7月2日	令和3年7月28日	0.61 mg/L
一・四―ジオキサン	一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下	浸出水処理施設	令和3年7月2日	令和3年7月28日	<0.005 mg/L (定量下限値未満)
ダイオキシン類	一リットルにつき一〇ピコグラム以下	浸出水処理施設	令和3年7月2日	令和3年7月30日	0.0014pg-TEQ/L

備 考

- 1 「検出されないこと」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。
- 2 「日間平均」による排水基準値は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 3 海域及び湖沼に排出される放流水については生物化学的酸素要求量を除き、それ以外の公共用水域に排出される放流水については化学的酸素要求量を除く。
- 4 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が一リットルにつき九、〇〇〇ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。
- 5 磷含有量についての排水基準は、磷が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。

埋立処分開始後（地下水 No. 1）

	水質検査に係る地下水を採取した場所	水質検査に係る地下水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果	
				電気伝導率 (mS/m)	塩化物イオン (mg/L)
4月	ポンプ No. 1	4月9日	4月21日	11.4	—
5月	ポンプ No. 1	5月7日	5月26日	10.0	—
6月	ポンプ No. 1	6月4日	6月17日	11.0	—
7月	ポンプ No. 1	7月2日	7月28日	23.9	—
8月	ポンプ No. 1	8月6日	8月30日	14.0	—
9月	ポンプ No. 1	9月3日	9月17日	18.9	—
10月	ポンプ No. 1	10月1日	10月13日	27.8	—
11月	ポンプ No. 1	11月5日	11月23日	16.1	—
12月	ポンプ No. 1	12月3日	12月27日	12.0	—
1月	ポンプ No. 1	1月7日	1月27日	25.9	—
2月	ポンプ No. 1	2月4日	2月24日	25.1	—
3月	ポンプ No. 1	3月4日	3月22日	24.0	—

最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、この限りでない。

窒素含有量は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であつて水の塩素イオン含有量が一リットルにつき九、〇〇〇ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される場合に水質検査を行う。

埋立処分開始後（地下水 No. 2）

	水質検査に係る地下水を採取した場所	水質検査に係る地下水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果	
				電気伝導率 (mS/m)	塩化物イオン (mg/L)
4月	ポンプ No. 2	4月9日	4月21日	7.2	—
5月	ポンプ No. 2	5月7日	5月26日	7.8	—
6月	ポンプ No. 2	6月4日	6月17日	7.3	—
7月	ポンプ No. 2	7月2日	7月28日	14.1	—
8月	ポンプ No. 2	8月6日	8月30日	8.8	—
9月	ポンプ No. 2	9月3日	9月17日	8.5	—
10月	ポンプ No. 2	10月1日	10月13日	9.7	—
11月	ポンプ No. 2	11月5日	11月23日	8.3	—
12月	ポンプ No. 2	12月3日	12月27日	8.3	—
1月	ポンプ No. 2	1月7日	1月27日	9.2	—
2月	ポンプ No. 2	2月4日	2月24日	10.4	—
3月	ポンプ No. 2	3月4日	3月22日	10.2	—

最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、この限りでない。

窒素含有量は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であつて水の塩素イオン含有量が一リットルにつき九、〇〇〇ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される場合に水質検査を行う。

埋立処分開始後（放流水）

期日	水質検査に係る放流水を採取した場所	水質検査に係る放流水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果				
				水素イオン濃度（pH）	浮遊物質量（mg/L）	化学的酸素要求量（mg/L）	生物化学的酸素要求量（mg/L）	窒素含有量（mg/L）
4月	浸出水処理施設	4月9日	4月27日	8.2	1	1	定量下限値未満	0.2
5月	浸出水処理施設	5月7日	5月26日	8.2	2	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1
6月	浸出水処理施設	6月4日	6月18日	7.7	3	3	1	0.5
7月	浸出水処理施設	7月2日	7月28日	7.9	5	2	定量下限値未満	1.1
8月	浸出水処理施設	8月6日	8月30日	7.9	2	2	定量下限値未満	1.5
9月	浸出水処理施設	9月3日	9月17日	7.7	3	2	定量下限値未満	1.2
10月	浸出水処理施設	10月1日	10月13日	8.0	2	定量下限値未満	1	0.9
11月	浸出水処理施設	11月5日	11月23日	8.0	1	1	定量下限値未満	0.5
12月	浸出水処理施設	12月3日	12月27日	8.1	2	1	定量下限値未満	0.3
1月	浸出水処理施設	1月7日	1月27日	8.3	1	1	1	0.3
2月	浸出水処理施設	2月4日	2月24日	8.4	2	1	2	0.2
3月	浸出水処理施設	3月4日	3月22日	8.4	2	1	定量下限値未満	0.1

最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、この限りでない。
 窒素含有量は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であつて水の塩素イオン含有量が一リットルにつき九、〇〇〇ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される場合に水質検査を行う。

ト 最終処分基準省令第一条第二項第十九号の規定による測定を行った年月日及びその結果

項 目	測定を行った年月日	測定を行った結果
残余の埋立容量の測定	令和4年3月31日	5,477 m ³